

第十六回 参議院厚生委員会會議録第二十六号

昭和二十八年八月一日(土曜日)午前十一時十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 登瀛君
常岡 一郎君
江田 三郎君

委員

榊原 亨君
高野 一夫君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
横山 フク君
廣瀬 久忠君
藤原 道子君
湯山 勇君
山下 善信君
有馬 英二君

国務大臣

厚生大臣 山縣 勝見君
政府委員 厚生政務次官 中山 マサ君
厚生省医務局長 曾田 長宗君
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君

事務局側

常任委員 草間 弘司君
会専門員 多田 仁己君
常任委員 会専門員

○本日の會議に付した事件
○らい予防法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(堂森芳夫君) 只今から厚生委員会を開きます。

らい予防法案を議題といたします。昨日に引き続き質疑を続行いたします。御質疑はございませんか。

○江田三郎君 ちよつと議事の進行について。今日聞きますと、大臣も病氣でお休みのところ出て来られて、まあその熱意に私も本心に心から敬意を払うのであります。病氣を押して問題の結論を早くお互いにつけなければならぬ、こういうお氣持から出て来られたことに本心に感謝するわけです。そこで御病氣中ですから余り時間をおかけして、あとへ御迷惑をかけてもいけませんから、お互いに質問なさるかたも一つ要点だけを進めて頂いて、又同時に問題を本日に早期円満に解決をつけるために、大臣のほうでも一つ思い切り、できるだけのことを簡明直截にお答え願つて、早くこの結論を得たいと思つておりますから、そういうことを委員長長のほうからも委員の皆さんにお諮り願うよう、議事の進行をやつて頂きたいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) 只今江田委員から議事進行についての御発言がございましたが、述べられましたような方向で議事の運営を図りたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員(山下善信君) 御異議ないものと認めます。

○山下善信君 私はかねて小委員会の申合せによりまして質疑の事項を大体おきめ願ひました線で厚生大臣に伺ひたいと思つたのであります。私の質問の要旨は、らい対策の裏付けとなりま

る予算関係、特にらい患者の待遇改善に関する予算について当局はどうお考え下さるかという点について伺ひたいと思つたのであります。

その前に本年度の療養費所関係の予算を見ますと、当局の査定は極めて苛酷でありまして、厚生省の当初の要求額から相当の削減をいたしてあります。私も財務当局のこの査定振りに對しましては非常に不満を感じるものであります。私は当局の努力も又足りなかつたのではないかと思つたのであります。今後はいよいよらい予防法案を提案しようとする政府としては、その裏付けの当然の予算の要求を強硬になすべきであると私も考える、或いは本案の審議に関連いたしまして、この問題について大蔵大臣の出席を要求すべきが順序であらうとは存じます。

が、この際特に厚生省当局の私はその点に關する努力の足りなかつたことを数字の上から遺憾の意を表したいと思つたのであります。殊に今回衆議院において予算修正をいたされたについて、この療養費所関係の切りつめた予算の中に、更に削減が加えられており、およそ六百五十億の削減が療養費所に向つて加えられておる、行政諸費その他について非常に巨額に減額の修正がされたことは自他周知であります。これが厚生省に割当てられたときに、又省内においてこの療養費所費関係において六百五十億の削減をいたして

おる、かような状態では到底私どもは積極的ならい対策について非常に心細く感ずる次第でございます。殊に職員の大蔵省の要求に對しては、殆んど法律ができておきませんし、これでは法律ができておきません、依然としてらい行政は旧態依然たる感を免れないと思つたのであります。療養費所予算関係、即ちこのらい予防法案を実施いたします上裏付けとなるこの予算に對しまして、總体的に当局はどういう覚悟でおられるかというこの根本的御態度、御熱意の程度について、先ず私は伺ひたいと思つたのであります。

○国務大臣(山縣勝見君) お尋ねの点でございますが、この点につきましては私も例えば慰安費にいたしましては作業謝金にいたしまして、或いは文化教養にいたしまして、その他不十分ということは十分承知いたしておるのであります。なお昭和二十九年を期して事務当局におきましては相当苦心をいたして、大蔵当局とも折衝いたさんとしたしてあることもかねて政府委員から申上げた通りだと考えます。が、何分にもこれはむしろこの熱意に對して云々ということでございます。ば、厚生当局の努力の及ばなかつた微力をお詫びいたさなければならぬと思ひますが、ただ昭和二十八年年度の予算案は昨日本會議を通つたところでございます。それに對しましては努力が足りなかつたことに對しましては、誠に私どもといたしまして遺憾に堪えない次第であります。二十九年度を期していろいろ考へております点もあり、これらにつきましてはすでに政府

委員から申上げた通りであります。なお私は政府委員からこの委員会或いは小委員会の経過を報告を受けまして、昨日も副総理なり或いは大蔵大臣と何とかしてこの問題についてらい対策の一環としてどうか、或いは重要な対策として、これらのいわゆる厚生を中心とする対策について何かいたしたい。予算案も通つたことであるから、この際準備の引上げというふうなことはいろいろ困難があるであらうけれども、このできない中を何とかできないかということ、実は昨日も話合つたようなことであります。その結論は出ておりませんが、予算の費目等の財政上の問題もありましようけれども、なお今後大蔵大臣とも相談をいたして参りたい、基本的にはさうに考へておる次第であります。具体的問題につきましては、又必要によりまして政府委員から御答弁申上げたい、かように考へております。

○山下善信君 それでは具体的に伺ひたいと思つたのであります。第一には文化教養費の問題であります。これはすでに本案の今回第十二条に、患者の福祉増進のことが特筆大書せられて、而もその中には著しい、私どもとして珍らしい表現と考へておりますのは、教養を高め、などというふうな言葉も用いられてある。然るにこの予算の面を見ますと、そういう面が非常に少ない、というよりは殆んどない、例えば厚生省が要求いたしましたような不自由者に関するもの、或いは文芸等の講演、講師の謝礼金関係

というようなものも、皆ごとごとく削つて零。そうして或いはそれに類似するような費目といたしましても、要求の半額以下、四〇％或いは二五％程度の査定しかない。要するところ極めて僅少な予算である。これでは到底患者のそういう文化的な面の、法律に謳つたような施策は到底できないと私も考えておるのであります。この文化教養の關係、或いは慰安、娯樂費等につきましては、当局は果してこの程度の予算でよろしいと考えておるかどうかが。こういうことは来年度を待つたというこ

委員会におきますいろいろの御意見もござりますので、部内においても何とか檢出をいたして、きょうな面における施策を講じたいといろ／＼研究いたして、只今のところでは大体当初三百万円ぐらいいうことでございまして、もつと何とか出せないかということを検討いたしました。只今のところでは或いは四百万円ぐらい何とか他の費目、他の費目といひますと語弊がありますが、何とかして流用その他においてその面に対して施策を講じたいと考えておる次第であります。

とはできないので、法律が施行したならばこれは直ちに本年度こういう施策を、法律がやると、こう公約をするのでありますから、その他の或いは食費でありますとか、作業費でありますとかいような単価のきまつたものとは違つて、この文化教養関係の費用につきましては、年度内においても当然獲得しなければならんのではないかと考える。明年度はもとよりのことであ

○山下義信君 私は当局の若干の御誠意を認めるのであります。多くを申上げません。厚生大臣も御不快のようでありますから多くは申上げませんが、この文化教養関係、慰安娯楽関係につきましては患者が予想以上に関心を持つておりますことは、自他周知の通りであります。只今大臣の御答弁を若干多いたしまするが、なお御努力を願いたいと存じます。

りますが、この点について当局は如何なる御努力をお払いになるおつもりでありますか、承わりたいと思います。

次は作業労賃の問題でございます。予算関係の数字等は省略をいたしますが、頂いた政府の資料等から見まして

○国務大臣(山縣勝見君) 文化教養費 文化教養費につきましては、本年度は例えれば映画関係の費用でありますとかいろいろで大体五百万円、数字は、或いは間違っているかも知れませんが、私が大体報告を受けておりますのは五百万円内外、これに計上されておる。併し只今外のお話はそれでは足りないのです、予算の組替等を待たずして、何らかの流用のその他においてもつと出して、この文化教養の面において更に施策を講じたらどうかというお話だと考えます。が、実はその点につきましては先般来

も、非常に作業賃の低額でありますことは申すまでもございません。例えば土木工、土工、或いは鉄工、そういったような木工作业をいたしますような軽症の患者、その作業賃がどうであるかかと言いますと、一日が十五円でございます。或いは洗濯をいたしまする女子の患者を使いますと、一日が十四円でございます。相当過激な労働であると思われまふ風呂焚をいたしますような作業が、一日が十三円でございます。煙突の掃除をいたします者が十四円、甚だしきに至りましては、被服の

整理をし、その他乾燥とか雑役とかいふことをいたします者が十二円というようなことであります。これは必ずしも労働の報酬という建前のものではないとは考えますが、こういう作業に對しまして所外的一般労働賃金と同じような水準を要求をいたしておるのはもとよりない。尋常人ではございませんから、健康者ではないのでありますから、それは勿論でございまするが、併しなから、軽度の、たとえそれが作業療法の或いは領域内であるといふしましても、若干の作業奨励という

ような費目で出しますにいたしましたも、余りにこれは名目的でありまして、少額過ぎる。即ち、一日働きましたピース一個にもならないような状態でございます。この作業労金の単価の引上げにつきましては当局はどういう考えを持つておられるかという点につきまして御答弁を願いたいと思います。

○国務大臣(山縣勝見君) 作業の謝金

につきましても、実は昨日、一日いろいろ相談をいたして参りまして、来年度は御承知の通り一応案をいたしましては二倍ということにいたして、大蔵省と強く折衝いたす予定であります。が、只今のお話は、それを待たずして本年度何とかこの作業謝金の面においても報いるところはないかという御質問だと思いますので、それを重点的に申上げたいと思ひますが、実は私もこの作業謝金については、何とかできやせんかということを事務局にも強くいろいろ検討を命じしたのであります。これとか、或いはいずれ御質問がございましょうが、慰安金等につきましても何とか、今年の予算案はきま

り、又単価もきまつておりますので、これをいわゆる公式に単価の引上げをいたしますというようなことをいたしますことは、只今予算が決定いたしました上においては困難だと思ひますが、併しそういうふうなことを超えて何とか財政法上の許す範囲、或いは予算編成上許す範囲においてできないかということを、昨日も実は大蔵大臣に強く私は副総理と三人の席で申したことであります。それに対しましては、その後ずつと委員会等もございまして、なお又本会議等もございまして、

て、また結論を得ておりません。ただその際大蔵大臣は、単価の引上げと如何とかいうことは、これは予算の決定をまさにせんとする限りにおいてできないと、まあ厚生大臣の苦衷もよくわかるが、ということと別れたことであります。まあ何とかその際できやせんか、勿論多くのことは望み得ないかも知れんけれども、気持だけでも一ついたじたいということを強く言つてお

ります。部内でも何とか一つ都合をして、この際少しでも患者の諸君に対して報いたいということを今検討をいたさしておるのであります。今直ちに、例えば今十五円から二十五円でございまして、それを準備の引上げといたう面には行きませんでしよう。但し、それらの面は来年度予算編成に待つて、作業の謝金の適用に際して何とかそこに工夫をいたすとか、或いは又何らかの名目でそれを殖やすとか、実は余り規定とか何とかにこだわつておりますとなか／＼で甚くことでありますから、但し規定を破ることもできませんが、それらのことも十分勘案して最高限度に一つ考えてみたらどうか、

が、今私といたしましては、事務当局にさように命じ、又一面大蔵大臣にもさような意味で話をいたしておる次第であります。只今直ちに結論をここで申上げることではできませんのであります。が、さような氣持で検討を命じております状況でございます。

○山下義信君 厚生大臣の御努力はよくわかりました。いろ／＼本年度の予算のお差繰りと申しますか、御努力につきましても、今後とも十分御検討願いたいと思います。明年は少くとも二

倍を要求するといふことでございます。それから、私どもといたしましては三倍も五倍もと存するのでありますけれども、できるだけ増額に相成るようにしても、できるだけ御努力をお願いしたいと思いますのであります。

すが、この患者の慰安金というものであります。が、療養慰安金と言いますか、何と称えておりますか、本員は寧ろかにいたしませんか、このお心持はどういうお心持で御支給になつておるのでありますうか。私どもとしては、ましては、或る意味におきましては、患者の所内における生活の補給金というような心持の御支給ではないかと存ずるのであります。予算を見ますると、これは六千万円計上されておるあの費目ではないかと思うのです。若し間違つておつたら、それではないとおつしやつて頂きたい。若し六千万円という計上ならば、これだけでないかわからんけれども、この予算における費

目は患者の給与金となつておるのであります。どちらにいたしましたしても、療養慰安金というものが、これが患者の身の廻り、そういうたような所内におけるところの療養上必要な小遣いと申しますか、費用として支給相成る金額ではないかと想像いたしたのであります。従いまして、私はこの療養慰安金というものの性格が、若し幾らかでも療養の手当と、いわゆる健康保険におけるところの傷病手当金のごとき趣旨も含めておいてなるということであり、現今の物価その他から照し合せてみまして、或いはこれが唯一の所内の、他に収入のない患者であるとするならば、唯一の身の廻りの必要な費用と相成るのではないかと考えますので、将来この金額につきましては是非とも御改訂を願ひたい、御考慮を煩ひたいと考えるのであります。当局の御所見は如何でございますか。

○國務大臣(山縣見君) この慰安金につきましては、只今作業謝金について申し上げましたと同様な基本的な考え方を只今持つておりまして、昨日大蔵大臣と話したのも、大蔵大臣はまあ詳しいことは承知いたしましたから、ただまあこういうふうな問題について何と申したいかというところを、非常に私の話したときの心組の基礎には、例えば慰安金、或いは謝金等がございましたのであります。その慰安金はたしか本年は四百円でございますが、来年度は四百五十円くらいを予定いたしておるようであります。只今主として本年度の問題でございまして、本年度どうするかという問題につきましては、実は四百円とか四百五

十円という単価そのものを變更いたしますことは、これは私もいたしたいと思ひますが、困難であろうと思ひますので、これは事務的にこの問題非常に困難な問題のように私は報告を受けておりますが、慰安金とか何とかいう名目にかかわらず何らか、例えば慰安金と申せば、鼻紙とか腰紙、そういうものも入つておると思ひますから、何らか許せる方法によつて大蔵大臣とも話をいたしまして、慰安金ということになりますと、単価等の關係がございまして、いろいろ問題も大蔵省にございまして、思ひますから、何らか同じような目的を達して患者の諸君のためにならばいいと思ひますので、この点について、実は事務的には相当困難だということでございますが、事務当局に検討した結果は困難だということでございますけれども、併し更に何らか方法はなにかと、私としては更に大蔵大臣と話をしてみたいと、かように考えておる次第であります。ただその数字等につきましては、さような次第でございまして、具体的にはまだどうこうということとは申上げかねますが、又その成否は如何かと、大蔵大臣が確約いたしましたわけではございませんが、私は相当昨日は副総理にも大蔵大臣にも話をしておる次第であります。事務的には実は、先ほど来も事務の者と相談いたしましたら、これは非常に困難だということでございますが、私といたしましては、駄目でも大蔵大臣と更に折衝いたしてみたい、これは慰安金の増額ということによらざる方法によつていたしてみたいと、かように考えておる次第であります。

○山下義信君 相当誠意ある御答弁を頂きまして、私も当局の是非とも只今の御精神の具体的な実現をお願いしたいと考えるのであります。実は先般来から患者並びに患者の家族の生活保護の問題につきまして当委員会の非常に重大な問題になりました、御検討に相成つたのであります。かねて当国会におきまして、文書を以て一議員が当局にらひ患者並びに家族の生活保護に對してはどうするかということをお願いいたしましたに對しまして、当局はいろいろ御答弁になつておる中に、実はただ政府の予算ばかりでなく、或いは外郭団体、例えば藤楓協會等を以てその生活保護を十分ならしめるということに答弁されておるのであります。藤楓協會を呼んで聞いてみると、殆んどさような計画はあるけれども金がない、僅かに一カ月八万円か九万円という方面に使用が、というふうな事業計画の様子なんでありまして、所外の家族の問題はともかくといたしまして、所内の患者に對しますところの、只今質疑いたした数点の政府予算というものは、在所患者の生活保護にもなる一つの費目でございますので、私も非常にこれを重視いたしまして、患者の要望の切なるものがあつたことを察知いたしまして伺ひましたのであります。やや御誠意ある御答弁を得ましたので、更にそれを追求いたしますことは差控へまして、当局の努力に待ちたいと思ひます。

いま一つ伺ひたいと思ひますのは、患者の食費の問題でございます。只今は一日九十一円ということになつておるのではないかと思ひますが、これの予算とて、先般医務局長の御説明を聞けば必ずしも十分なる金額とは考えておられないようでありまして、即ちいろいろ園芸蔬菜等の、所内におきまして患者たちがみずから耕したものを等、補給し得られることによつて、辛うじてこの低額な予算を以て賄つておるような実情であるように考えられます。この患者の特殊性なり立場を考へて、更に療養所を一層明朗に充実せしむるという観点からいたしまして、将来特別の御考慮を我々としたしましては願ひたいと考えるのであります。この食費の増額につきましても、非常にこれは大きな、三度々々々食費のことでございます。在所患者は全国で一万二千に及ぶのでございまして、たとえこれらの食費が私は五円、十円増額せられましても一大朗報ではないか、非常に明るい氣持を与えるのではないかと考えるのでございまして、厚生大臣の御所見は如何でございますか、伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(山縣見君) 食費は本年度は九十一円に相成つておりまして、来年度の予算におきましてはこれを増額いたしたいと思つて事務的にも考慮いたしております。但しこれは、例えば作業謝金の二倍というふうな意味の額はまだ出ておりませんが、何とか増額いたしたいと考えておるのであります。本年度の問題につきましては、これも何とかいたしたいと考へますけれども、他の療養所との關係というふうなことを申しますことも如何かと考へますから、敢えてさような意味で申すわけではございませんけれども、この食費を昭和二十八年年度において増額するということについては、只今まだ私は確信を持つて何と申したいといふところまで至つておりませんので、ただこの点につきましてはまだ私も、事務当局の検討が足らない結果であるかも知れませんが、今例えば、他の文化教養費等について先ほど申し上げたと同じような確信を持つて申上げる数字を持ちませんのは非常に遺憾であります。勿論論議はいたして行きたいと、かように考えております。

○山下義信君 この点簡単に事務当局に……生活保護法による基準の改訂等との関連はどうなつておりますか、やはり九十一円というの、諸物価等と脱み合せ、或いは栄養基準の改善等も考へて、多少これはスライドして来ておるのですか、どういふことになつておりますか、水割ですか、生活保護法の基準はスライドして来ておるのです。この九十一円もそういうことをやつておるのですか。

○政府委員(會田長宗君) 食費は、社会局のほうと連絡をとりましてスライドするようになつております。○山下義信君 最後に私が伺ひたいと思ひますのは、本法案の第十三条によりまして、更生指導というものが謳われてある。入所患者に對してその社会的更生に資するため必要な知識や技能を指導するような措置をするのだということが設けられてあるのではありませんか。この第十三条のことは、大変これは結構です。一生不遇、一生涯隔離されるという考え方から、これは治療するんだ、又社会に復帰するんだという一つの明るい希望の条項でありますので、私も非常に結構だと思ひます。併し、こういうことをただ一つの作文として書いて留めておくので

○山下義信君　そうです。

○國務大臣(山縣勝見君)　これは私もうい患者が療養所の本質が先般来問題になつておりますように、治療いたして一日も早く退所せられて、そして立派な社会人として更生をしてもいいというところが目的でありますから、治療したのちの社会的の厚生という面に対して、留意しなければいけません。これは全く同感であります。ただ悲しいかな、本年度予算にもそれに該当する予算はありません。ただ来年度、来年度というのを度々申上げまして、私も恐縮いたすのでありますけれども、来年度予算編成に当つては、これらの面についても十分考慮して、大蔵当局と強力に折衝いたしたい、かように考えておりますが、ただ本年はそれに該当いたしません。予算はございませぬ。甚だ遺憾でございますが、今後したいと考えておる次第であります。

○山下義信君　本日私が伺いたいと思

います。諸要綱は以上でございますが、今の退所後の福祉資金と言いますか、生業資金と言いますか、これを將來是非お考えを願いたいと思ひます。点につきまして附言しておきます。ならば、或いはややもいたしますと、そういう制度は他にあるのじやないか、生業資金を貸付けるとか、援助するとか、従つてそういう制度を適用いたしますと、或いは御答弁相成るかと思ひましたら、そうでなくて、よく考えるということでございますから、実は私もお考えを願いたいと思ふのであります。他の制度によるということになりますと、我々がら対策につきま

で、特段の注意を払いたいと思ひます。秘密保持の線と矛盾して来る。これは患者、若しくは患者であつたという事態につきましても、十分の注意を払いたいということが、今次生活保護制度についての別立の要望等、或いは当局のお考え直し等となつたのであります。この点十分御留意を願ひたいと存するのであります。以上私は伺つておきます。なお足らざるところがありましましたら他の機会に譲りたいと思ひます。

○江田三郎君　先ほど来山下委員の質

問に對しまして、大臣のほうから誠意を持つたお答えがございまして、私も非常に感謝しておるわけですが、申すまでもなく、全国の一萬数千の患者のかたがたは、これはまあ八千の方のお互に国民のほうから、頼んで不自由な生活をしてもらつておるわけでありま

らうか、それをいろいろ考えるわけでありまして、これらの諸君には、勿論私も皆さんと協力いたしまして、出て行つて、こういう工合になつたのだから、一つ今の態勢は一つ解いてもらいたい、来年までにはこうするのだ、本年度もこうするのだということを説明しに行く義務が、又私でもあるところ、思うのであります。折角大臣のほうで来年度からは、こういうことを考えよう、本年度はもう予算というものはすでにございましておるのだから、これは制約があるけれども、その制約の中でも、できるだけのことはして行こうと、こうおつしやつておられるのであります。恐らく本年は災害その他の関係から考えましても、補正予算を組まれることは必至だろつと思つてお

ります。今政府として、補正予算を組むというふうなことは勿論言明はできません。今政府として、これはまあ常識で考えまして、補正予算を組まれることは必至ではないかと思つてお

ります。そういうふうな機会がございまして、たならば、これに是非今問題になつておるところの患者の慰安費なり、山下君が問題にしましたら、この問題を、是非取上げて頂きたいと思つてお

あります。これは金額にいたしまして、たところで大した数ではございませ

うな機会があつたら、そのときに努力をするということをお大臣のほうでもおつしやつて頂ければ幸いだと思つてお

○國務大臣(山縣勝見君)　只今の江田委員のお話でございまして、私も昨日大蔵大臣と話しました趣旨は、何とか方法がないかという気持ちで申したこと

でございまして、今仰せのようなことにつ

○藤原道子君　私は大臣の御病氣のこ

とでございまして、大体を省略いたしました。ただ一点だけをお伺いいたしておきたいと思ひますのは、職員の特遇並びに増員につきまして、是非ともこの際一つ実現してもらわなければならぬ、かように存じます。この職員の増員ということには、一つには患者の福祉になる、今のような実情では、本当に療養所の態勢が整わないう。ここにおいて、勤らく職員の職務が如何に困難な状態にあるかといふことは、私どもも申上げるまでもございませんで、一切を省略いたしますから、大臣はこの増員に対して、どのようなお考えをお持ちでございませうか、そしてその待遇の点でございませうか、調整等係等につきましても、これでは私は無理だと思ひますので、これらについての大旨の御答弁を一つお伺いいたしておきたいと思ひます。

○國務大臣(山縣見書) 先般来、らい患者の問題に關して療養所の諸君が相當適當な勤務に従事いたしてございませうこともよく承知いたしてございませう。なお又、らい患者の治療等に関しまして、これは特殊のことでありませうから、いろいろ物心両面の心労、或いは又過勞等に陥りますこともよく承知してございませう。で、この問題につきましては、例えば増員のことにございましては、看護婦、医師、或いはどういふ言葉になつてございませうか、司厨夫等についても、これらを中心にして増員をいたして参りたい。これは事務当局から先般来或いは御答弁をいたしてございと思ひますが、数等の検討も今後残つておりませうけれども、少くとも六割内外を目標にしてやつてみたいという案も持つてございませう。なお待遇等に

つきましても、いろいろ人事院とも折衝してみたい。なお例えば先般、確かなこれは退職金、恩給の問題でございませうが、何か閣議で出ました際においても、特にらい患者の治療等に當つておる、又療養所の職務に従事しておる職員に対しては、例えば鉄道の機関車に乗つておる職員と同等、或いは少くともその同等の考へで以てやつて欲しいといふことを申したくまいでありませう。これは他の方法によつて、単に療養所の職員だけでなくして、機關士に対する問題等も一括して、いゝやうなその問題の際においては採用できなかつた次第でありませうが、併し常に絶えず私も頭に置いておるのでありませう。今後増員の問題、或いは待遇の問題について、極力努力をいたしてみたいと思ひておる次第であります。

○國務大臣(山縣見書) これは事務当局にお願ひしておきたいのでございませうけれども、もう私政府のいろいろな説明をお伺いいたしたまへても、いろいろな点にまだ納得しがたい点もございませうので、予防法案の一条毎の予算面、運用面の一つ資料を提出して頂きたいと思ひます。

○江田三郎君 議事進行について、ちよつと速記をとめてもらいたいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) 速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(堂森芳夫君) 速記をつけて下さい。

○江田三郎君 これはもうすでに各委員のほうから御質問も出ておることでありませうが、私は最終的に一つだけお聞きしておきたいと思ひるのは、この法案に対して修正の希望を私たちは持つておりませうけれども、これについては、政府のほうでは修正をなされる御意思はございませうかどうかというのとだけお伺いしておきます。修正が許されるものか、それとも修正はできないとおつしやるものか、或いは将来、本国会ではできないが、将来に互つてはどうかという、こういう点を一つ簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(山縣見書) この点につきましては、確か昨日も申上げたかと考へておりますが、本国会におきましては、本国会と申しますか、只今予算の編成も終了いたしましたことございませうから、本法案の修正に對しましては、政府は只今同意をいたしかねませうけれども、昨日確か御質問に對してお答えいたした通り、諸般の問題、殊に廣瀬小委員長が挙げられました二つの問題等につきましては、昭和二十九年年度から誠意を以て実現に努力をいたしたいと考へております。さうように申上げた通りであります。

○委員長(堂森芳夫君) それでは一応法案の取扱ひに關しまして、小委員並びに委員長理事の協議に法案を移す、こういうことにいたしまして、本委員会を暫時休憩することにいたしたいと思ひます。

午後零時八分休憩

午後二時四十七分開会

○委員長(堂森芳夫君) 午前中に引続きまして委員会を開会いたします。らいに關する小委員長の御報告をお願いいたします。

○廣瀬久忠君 らい予防法案に關しまして別室におきまして小委員会を開き

慎重審議をいたしましたところ、次のごとき附帯決議案を付すべしとの有力な意見がございまして、右御報告を申し上げます。

決議案を朗讀いたします。

一、患者の家族の生活保護に關しては、生活保護法とは別建の国の負担による保護制度を定め、昭和二十九年年度から実施すること。

二、国立のらいに關する研究所を設置すること。

三、患者並にその親族に關する秘密の確保に努めると共に、入所患者の自由権を保護し、文化生活のため福祉施設を整備すること。

四、外出の制限、秩序の維持に關する規定については、適正慎重を期すること。

五、強制診断、強制入所の措置については人権尊重の建前に基きその運用に万全の留意をなすこと。

六、入所患者に對する処遇に關しては慰安金、作業慰勞金、教養娯樂費、贈與等につき今後その増額を考慮すること。

七、退所者に對する更生福祉制度を確立し、更生資金支給の途を講ずること。

八、病名の變更については十分検討すること。

九、職員の充實及びその待遇改善につき一段の努力をすること。

以上の事項につき近き将来本法の改正を期すると共に本法施行に當つてはその趣旨の徹底、啓蒙宣伝につき十分努力することを要する。

以上。

○委員長(堂森芳夫君) 只今の小委員

長の報告につきまして御質疑がございましてらお願いいたします。

○高野一夫君 ちよつと細かい点ですが、この第五の「強制診断、強制入所の措置については」云々といふことは、これは誠に結構だと思ひますが、これは何もあき／＼強制といふ文字を付けなくとも、「診断、入所の措置に關しては」としたほうが、柔らかにいんじやないでしょうか。どうせあとで「人権尊重に基き」納得してやつたらいふという希望ですから、外の条文はともかく、ここはどんなものでしようか。

○廣瀬久忠君 お答えをいたしますが、これはやはり患者が最も心配しており、我々も最も心配いたしておるものでありますから、ただこれを診断とか、入所だけにいたしますと、余りにここに任意の感じがございませうので、やはり強制診断、強制入所といふことに、法律の上でもなつておりますから、これでこのままに認めたほうが却つてよからうかと思ひます。

○高野一夫君 私は先般第五條について、この強制診断に關して患者がいろいろ訴えて来るので、当局に伺ひましたところ、あの文章の中には確か「診察させることができる」となつておる。それではその診察に應じない場合はどうするかと、どうするともいふやうな感じが、ただ拒否された場合は繰返し繰返し勸奨して診察させるようにせねばならぬ、こういうやうな御説明であつたように思ひますので、この第五の条文は、それから行くくと必ずしもどうも強制診断といふ文字は當らんとするのですが、これはどんなものですか。厚生省側の御意見

書いてありますように適切な方法を以て、即ち勸奨を主としてそうして療養所に入れるという方法をとるべきは勿論でありますけれども、とにかく患者をこの健康なる社会から隔絶する、これにはやはり若干患者の自由行動を拘束しなければならぬのであります。この点は遺憾ながら患者の自由束縛という点におきまして、或いは人権擁護という立場から拘束を加えるのでありますけれども、これはどうも社会の健康ということから見ますと、患者には甚だお気の毒であります。忍んでもらわなければならぬ点であらうと考えられます。而してこの方法におきまして、いろいろの我が故重に考究すべき点はたくさんある。従いまして本法を十分慎重に審議をいたしましたところ、相当に欠陥はあると存するものであります。只今のところは本法を以て我が国のらい予防に最も適当な方法ではないかと考えられるのであります。但し欠点は十分、今後更に完全なるものに改訂して行くということが必要であらうと考えます。こういう考えから、私は只今のところでは本法案を賛成すべきものであると考える次第であります。

○山下義信君 私は社会党第二控室を代表しまして、本案に反対の意を表せんとするものでございます。現に門外におきましてはここに聞えるがごとく患者の悲痛なる叫びを私も耳にしなから、本論を進めて参りますことは、実に感慨無量なるものでございます。この法案はもとよりMSAやスト規制法のごとく華々しく世間の注目を引いてはおりませんけれども、我々厚生委員会におきましては非常に重要視して

参りました法案でございます。問題の中心は如何にしてらいの伝染を防止すべきか、如何にしてらいの治療を完全にするか、如何にして不幸なるらい患者並びにその家族を保護するかという点が我々の論争いたしました重点であつたのであります。而してこれら論争の基本的背景をなしますものは、らいは遺伝でなくて伝染病であるというところが説かれてあります。その伝染状況等につきましてはなお現段階におきまして十分明瞭でないということ、医学的診断の諸問題がなお困難なる部分があるということ、最近プロミン剤等によりまして症状が軽快になりつつあるというところは事実でありますけれども、完全治癒に至るかどうかという点につきましてはなお十分でないこと、予防注射のごとき、従つて徹底的予防方法がないということ、且つらいに對する国民嫌惡の情は、今日依然として変りないということ、これらの諸条件が現に存在してあるのでございます。而して古来らい対策をいたしましては、これらの患者を永久に社会から隔離し、外国等の文獻等によりましていうと療養所を以てその撲滅を図つたという記録さえあるやに承つておるのでございます。即ちその人権は久しく蹂躪せられ、その福祉は今日まで多く剝奪されて参つておるのでございます。公共の福祉という美名の下に人間が人間としての扱いを受けないで而も一般の社会がそのことに極めて無関心であります状態は、実は私も全医師が指摘しておりますが、らいの病状よりもなお恐るべき腐敗社会の現象であると申さなければなりません。今、日本の現状はか

くの通りであります。今回政府提出の本法案はらい思想の一新を期し、且つその思想の啓蒙を図ると申しながら、依然としてらいなる名称を踏襲し、国家としてのらい対策の責任をあいまいにいたしまして、半ばはこれを地方に転嫁いたしておるのでございます。患者の人権を尊重する意図は法案中極めて稀薄でありまして、むしろ却つて強制収容権を強化し、あまつさえ患者に對しまして規律の遵法を強要し、下等なる処罰を加えようとしたておるのであります。而もその守らしめんとするその規律規定なるものは法律にこれを示さずして、処罰は法律にこれを明記し、その守らしめんとする規律規定、即ちこれを犯すれば罰せんとするその規律規定は法律には一言も示さずして、極めて官憲に、一方的にいづてもその制定改廢の自由を存しておることとは誠に驚くべき不合理と言わなければなりません。刑法におきましてすらも、刑事政策上免責の扱いを受くべきこれらの不幸なる患者に對しまして、或いは拘留或いは科料或いは謹慎監居等、徳川時代の牢獄、楊屋において用いられたごとき処罰方法を加えて、彼らの治療、彼らの福祉、彼らの温かき保護の手よりも先ず取締り、先ず強権の発動ということを中心として立案された感があります。民主主義と云い、人権尊重と云い、特に社会性の必要が強調せられま

す今日、なお依然としてかくのごとき取締り強化的、取締りを強化すればいいといつたような旧思想の政策を以ちましてらい対策の根本思想とするがごときは、如何に現内閣、即ち吉田政府の反動性、残忍性、冷酷性、非文化性が甚しきかを立証して余りあるものと考えるのでございます。今日全国十カ所の療養所一万二千名の患者は、天刑病、業病と言われましてその運命から一個の伝染性疾患の人間として、即ち非人間から患者人間への復讐のために現に目のあたり死の闘争を展開しつつあるのでございます。その悲惨なる心情につきましましては、実に万斛の同情を禁じられませんか共に、その心情につきましましては真に私もいたしましては誠意を以つて大いに考察を加えるべきであらうと存するものでございます。数千の輕症患者は土木作業、炊事作業、看護婦業務等に便せられまして、一日十回乃至二十回の作業賃金を以つてその労働に服しておるのであります。この賃金たるや刑務所の受刑者たちの何分の一の報酬にしか値しないのでございます。生活保護法の適用は政府の推測によりまして現に三千数百世帯を必要とするに及ばず、僅かに四百世帯前後が幸じて若干生活補助を受けておる現状に過ぎないのでございます。ここに法律の制定を政府は急ぎながらも、その一面には療養所予算を削減いたしておるのでございます。政府は先に近々五千万円前後のプロミン剤の購入費を削減せんといたしまして問題を引き、その非を改めた事実がございまして、今次の予算修正におきましても六百五十万円の削減をいたしたるごときは、その全額の対象にはならないのでございます。私もはかくのごとき態度は、連かに政府はその非を改めなければならぬものであると考えるのでございます。私もは飽くまでらい対策の確立、

療養所の整備拡充、職員の充足、待遇の向上、患者の人権尊重、福祉の増進等の諸点につきまして、又その考え方といたしましては、先に藤原委員の討論に御指摘のごとく、生ける牢獄の扱いから、明朗なる療養所への根本的転換を要求する立場をとるものでございます。私ももいたしましては、これらの諸点に一顧だにしない本法案に對しましては、遺憾ながら反対せざるを得ないものでございます。願わくば良識ある同僚委員諸君の御共鳴を給わりたいと存するものでございます。以上を以ちまして私の反対討論を終ります。

○大谷盛潤君 私は自由党委員といたしまして、この法案に賛成の意見を申し述べたいと思ひます。実はこの法案が審議にかかります最初におきまして、私は政府当局にお尋ねをいたした通りに、この法案は普通の法律を作るといふような心構えで以てしては、到底我々の満足するような結果は得られないと存じましたから、昔からの例を引いて、光明皇后が自分の身を投げ捨ててらい患者を救われた事例、昭憲皇太后或いは又貞明皇后がこのらい救済の上において、ひとかたならぬ配慮をいたされたというような点を述べまして、この法案を作られる根本の精神において、如何ようにお考えになつておるかということをお尋ねいたしましたのであります。私の申しましたことが十分に政府の当局者には御理解ができたものではなかつたと思はれるのは、その御答弁は誠に簡単でありまして、私は多少そこに不満を感じておつたような次第でありました。それはともかくといたしまして、

ず一步前進という意味におきまして私は原案に賛成をしたわけでありまして、従つてこういう氣の毒な人々に対しまして、もつと温かき心を持つたものを將來必ず作らなければならぬ、法に盛らなければならぬという念願を持つものであります。この法案が参議院に廻つて参りまして以來月余に亘りまして小委員会も設置せられて、委員のかたがたが深くまじき討議をせられて、政府に対するいさゝかの討論を聞いておりますときに、特に私は政府にも更にこれに應じて今までにない真剣な態度でこれに対処しなければならぬという熱意を認めることができ、ましたのは、それは委員のかたがたの熱烈なる、不幸な人々への愛の氣持が表現されたものであると認めまして、將來に明るい希望を持ちながら、本案に満足ではありますけれども、原案に賛成する次第であります。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言ございませんか。

○高野一夫君 各党代表の委員から賛否の御討論がありまして、私は大谷委員がすでに賛成論をお出しになりましたので、何も申し上げる必要はないのであります。ただ私は一委員として希望を附しておきたいと思ひます。勿論原案に賛成いたしますが、それは我々がいさゝかの対策を考えまして、結局はらい菌を殺滅し得る學問的研究が完成すれば根本の問題は解決するのであります。そのほかにいろいろのな付随した対策あるわけでございますが、大半はそれによつて解決され、且つらい患者とその家族に極めて明るい、病氣は全治するといふ明るい希望を持たせることができるわけ

でございます。御承知の通りにプロミンができましたが、これは私が申し上げるまでもなく、菌を殺滅するものではなかつて、その發育を阻止する効力を持つてゐるに過ぎないのであるけれども、それでさえもなお且つ療養上に非常な貢獻をしてゐる、且つ又患者その家族にも大きな希望を与へてゐるわけでありまして、現在日本の医学、薬学の學界におきましては、更にらい菌を殺滅し得るためには如何にしたらいいかという研究があつちこつちで進められてゐるのであります。それでいゝゆる通俗的な言葉で申し上げますならば、らい菌を殺滅し得る真の特効薬が出れば患者の家族は完全に救われて、我が日本の民族かららい菌を全部絶滅することができるわけでありまして、この研究につきましましては合成化学、或いは植物科学、或いは微生物抗毒性科学のごとき、極めて面倒な科学的の研究が必要でございます。そして又できた薬品におきましてもその化学構造式の鮮明、又その化学構造式を鮮明したる上でその医学的効用の医学上の研究、そういうことが必要であり、且つ医学、薬学においてはその研究にあらゆる学者が苦勞を捧げておられるのであります。このことは国立癩研究所の問題も出てゐるようでございますが、これと関連したことになりますので、若しも来年度から研究所ができましたらば、これは一研究所内にとどまつた研究ではなくして、これを中心に外部の研究所、或いは大学の研究機関、そういうほうとも連繫をもちまして、大学そのほかの研究所において研究されつつある薬学、医学的のらい菌撲滅に対する學問的研究に対して厚生

省は、それは單なる文部省の所管であるとお考えにならずに、らいの対策の立場からこれに対する研究の助成、援助、そういう方面について十分の關心を持つて頂きたいということを考える次第であります。

以上私の一委員としての希望を申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言はございませんか、他に御意見もないやうでございますが、討論は終結したものと認めて差支えございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。らい予防法案を衆議院送付案の通り可決することに賛成のかたは挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堂森芳夫君) 多数でございます。よつて本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○常岡一郎君 只今採決になりましたが、本法案に別紙付帯決議をすることの動議を提出いたします。

○有馬英二君 只今の動議に賛成いたします。

○委員長(堂森芳夫君) 只今の常岡君の付帯決議の動議は成立いたしました。常岡君の提出された動議を、提出されました付帯決議を御朗読願ひます。

○常岡一郎君 朗読いたします。

付帯決議案

一、患者の家族の生活保護については、生活保護法とは別建の国の負担による援護制度を定め、昭和二十九年年度から実施すること。

二、国立のらいに関する研究所を設置することについても同様昭和二十九年年度から着手すること。

三、患者並びにその親族に関する秘密の確保に努めると共に、入所患者の自由権を保護し、文化生活のための福祉施設を整備すること。

四、外出の制限、秩序の維持に関する規定については、適正慎重を期すること。

五、強制診断、強制入所の措置については人権尊重の建前にもとづきその運用に万全の留意をなすこと。

六、入所患者に対する処遇については慰安金、作業慰勞金、教養娯樂費、賠償等につき今後その増額を考慮すること。

七、退所者に対する更生福祉制度を確立し、更生資金支給の途を講ずること。

八、病名の変更については十分検討すること。

九、職員の実費及びその待遇改善につき一段の努力をすること。

以上の事項につき近き将来本法の改正を期すると共に本法施行に當つてはその趣旨の徹底、啓蒙宣伝につき十分努力することを要する。

○委員長(堂森芳夫君) 常岡君提出の付帯決議を採決いたします。常岡君提出の通り付帯決議をすることに御賛成のかたは挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致と認めます。よつて常岡君提出の通り付帯決議をすることに決定いたしました。

○政府委員(中山マサ君) 御熱心なる

皆様がたの御研究、御討議によりまして遂に今日に至りましたことを深く感謝をいたしております。患者のいろいろのな、施設のため、或いはいさゝかな、今の付帯決議を採決いたしておりますのでございまして、政府といたしましては御要望のあるところを休しまして御意思を尊重し、遵守すること、をここに慎んで申上げる次第でございます。

○江田三郎君 この法案が今の付帯決議と共に決定されたわけですが、問題はこれに関連して、今どうなつたのかわかりませんが、先ほど来外から聞えておつたあの患者諸君をどうやつて納得してそれら療養所に帰つて頂き、療養に専念してもらうか。そういうことについて政府のほうではどのように考へておられるのか承りたい。

○政府委員(富田良宗君) 私どもとしては今日までにおきましては患者が療養所から外出いたしましたという事について、この際自重して欲しいという意見を述べておきましたけれども、又昨晩及び一昨晩とすでに二晩帰院いたしましたのでそこには一刻も早く帰所するようにというこの勧告を重ねてゐるわけでありまして、今後とも十分この説得に努めまして、できるだけ速やかに帰所するように誠意を以て更に努力を重ねたいというふうに考へてゐる次第であります。

○江田三郎君 今のお答え甚だ親切型の答えがあつたのですが、そういうこととで平穩に問題が解決されるのかどうか、政府のほうで自信があればそれで結構でございます。ただ昨日も政府の職員の中で厚生委員に対してかれこれ

云々というふうなことも聞いておりますが、そういうことはこの際余り触れませんが、政府のほうでこの法案が只今の形で決定され、附帯決議が決定され、それだけで今おつしやつたようなことで事態を正常の形に戻し得る、かような確信があるものでしたら、私はそれ以上何も申しません。

○政府委員(曾田長宗) 私どもこの成否のことにつきましては、えらそうなことをここで申上げるわけには行きませんけれども、誠心誠意を以てその説得に努めるということを申上げる次第であります。

○高野一夫君 今の江田委員の御質問、一番大切な問題だと思ひますが、誠心誠意とか極力善処するという抽象論ではなくて、誠心誠意というのは具体的にどういうふうな措置をとられたか、昨日もそういうお話であるし、それで昨日も今日も全然改善されでない。本会議にかかるまでまだあつたことがあつたと思うのですが、具体的にそれじやどうする、こうするといふような厚生省として何かお考えがないますか。ただ誠心誠意とかどうとか言つてみたところで、どうも改善されないのだから。

○政府委員(曾田長宗) 甚だ同じようなことを繰返し申上げて恐縮でございますけれども、本日午前中にも御報告申し上げましたように、いろいろ患者のほうでも考え方と申しますか、或いはその行動というふうなものも日毎にいろいろ幾分違つた態度をとつておりますので、私どもその状況に應じまして、できるだけその都度私どもも誠意をもつてその解決或いは患者の説得といふものに努めて行くということを申

上げています次第でございます。今具体的にどういふことをするといふことにつきましては、細かいこととなりませんが、それは今やつていられるのをどういふことを申上げれば、更に細かくなつて参るのでありますけれども、私どもいろいろその事態に應じまして、できるだけ努めて行くといふふうに考へて行つております。

○江田三郎君 私はもう一遍繰返し申し上げますけれども、やはり私どももこの事態を正常な形に戻すために何らかのことをしなければならぬのじやないか。もちろん主体になつておられるのは政府です。それに我々としても協力できる点があれば協力しなければならぬのじやないか、こういうふうな前々から考へておつたわけですが、昨日私ども委員に対して厚生省のあなたがお役所の人が言つておられることは、さういふことが必要でないといふので、むしろ邪魔になるような意見もあつたやうですから、私のほうから進んでどうしろといふことは言ひませんが、だからあなたがたのほうでこの事態を正常な形に戻し得るといふ確信があるならそれでよろしいといふことを私は言つて行つております。

○政府委員(曾田長宗) 実は只今も全生園の園長がこちらに参つておられます、この会議に参上いたします前にいろいろその状況の報告を聞いて、如何に善処するかといふことをいろいろ相談しておつた次第であります。私どもとしては、成るか成らんかは別といたしまして、できるだけ努めてみたいと思つておられる次第であります、場合によりましては、その状況を皆様方がたに又細かく御報告する必要があります。

ありますれば申したいといふふうに考へております。

○湯山勇君 今委員の各位が聞かれしたのは実は心配なんです。ただ善処するといふようなお答えだけではやはり安心ができませんので、大変しつこいようですけれども、例えばこれが終ればすぐに局長各位が行かれて、今日はこういうことで、こういう決議があつた、このことは大臣もこういうふうな約束していらんだといふことを局長各位がお話になるとか、或いはこの際だから、大臣は御病氣だから、次官が行つて懇切にそのようなことを説明するとかさういふことをなん

か具体的に話して頂ければ私どもは一応安心だといふわけなのであります。若し前のように御説得申上げてもきかない、さうして強権発動といふやうな事態が起る、さういふ事態が起るというふうになりますと、折角こういうふうにして全会一致までして附帯決議をした関係もありまして、私ども自体にも或る程度責任があるのではないかと申すやうなことを考へるものから、大変同じことを繰返しお聞きして失礼とは思ひますが、これもこれはむしろさういふ質問、答弁といふやうな形でなくて、さつぱらに御相談するといふやうな形において一つお答え頂きたいと思ひます。

○政府委員(曾田長宗) 今の事態につきまして患者と誰か行つて会うかといふことについて考慮いたしてあります。その話等もどういふふうに話すがいいか、或いは誰が行つて話すがいいかといふこともいろいろ相談して合つております。本日本会議において一応議決が済みましたら、早速私ども

寄り集つてその協議をいたしたい、こ

○湯山勇君 これは多摩の全生園だけの問題だけではなくて全国の療養所の問題になつていられるのですが、私は或る地方の療養所の内部の事情を聞きまして、さうしたらば、それは多摩のほうからのいろいろの患者の勧誘があつたけれども、絶対にさういふものに参加すべきではないといふのが殆んど患者の総意であつたが、療養所においては東京から代表が何名か見えて極力それをなんとか説得されるので、然らば一つ義理にでも東京に行かなければならぬといふ言つて、何名かの代表が来て、さうしていつの間にか座り込み戦術に捲き込まれた、これが実情でありますといふ療養所の話も聞いています。さういふことになりまして、尙更大事なこととは全国の各地にあるらしい療養所に説得等の手を厚生省の關係のほうでお打ちになつておられるかどうか、なつておられないとすれば今後早急に説得されるやうな方法をお取りになるお考えか、それを一つ伺つておきたい。

○政府委員(曾田長宗) 各療養所との連絡につきましては私どものほうもできるだけ緊密にいたしたいと思つております。で、確か昨日だと思ひますが、昨日も全療養所に一応の連絡はいたしました。それで療養所の中と申しますか、殆んど全部であると申してもよろしいと思つておりますが、この法案の審議が如何になるかといふやうなことにしても、非常に関心をもちまして、その結果を聞きたがつていられるやうな状況でございます。この本委員会が一応の結論に到達いたしました後には、又本会議がございますけれども、さういふふうなことにしても

ども、さういふふうなことにしても療養所のほうとも連絡をし、又患者に對しましてこの時期と、それからその方法等十分考慮いたしまして、よく患者にも納得してもらふように説明をいたさすといふつもりでございます。要すれば各療養所から係官を、所長その他の職員を集めて、十分この法案の審議の状況、或いはその趣旨といふやうなものをよく徹底して、この運用に誤りがないようにいたさしたいといふふうに考へて行つております。

○山下義信君 私は発言を控えておりましたのですが、今高野委員から、さういふ運動は一部の方のみに行われ、或る療養所のごときは殆んど全員同調してないところもあるやに聞いておる云々といふ御発言がありました。患者が全部動いておるといふことは、私どももさういふことは考へられませんが、私はさういふやうな、まあ情勢と言ひますが、情報というものが政府の立場と私どもの立場と、又違ふ点があるかと思ひますが、ともかくさういふ場合には政府のほうにも樂觀的情報が入るのであります。私はよく知つてい

る。例えばこの前の全生園でも千二百名の中にこの種の運動をしようといふものは、或いは半数前後、或いは半数以下かわかんが、又それに同調しない患者の人たちもあることは事実なんでありまして、これに反對をする、我

我はあらゆる運動には賛成しないんだと言ふ患者がいることが療養所の職員を通じて、或いはその他の人々を通じて、政府部内に極めて樂觀的な情報として入る。あたかも警察情報のごとき

ものを諸君が握つておる政府が。ややもするところという形がある。そうして問題を輕視しよう、輕視しよう、輕く取扱おう、輕く取扱おうとする。そうしてその事態を収めるためにはどうするかということになると、只今、江田委員やその他の方が心配されたような、そういう親切な、懇切な手段は取らないで、あらゆる角度からそれとなしに圧迫を加えるような方法を取つて、そうして事態を、極めて、何と言いますか、陰險な方法で抑制し、鎮圧しようとする。若しまたかり間違つたら直ぐに警察権、強制手段というようなことを考えることが、ともすると政府の部内の取らんとする傾向ではないかと私は思うのであります。でありますから、全部の患者が動かなくとも、一部の患者が動いていることは嚴たる事実なので、全部の患者が動いてないからと言つて、一部の患者の動いていないことを、これを輕視することは、緊視することはできないのであつて、前回のデモの時分に私も口出しをいたしました、手出しをいたしました、そして、その問題に對しましては私も責任をしばしば繰返すことと感しますが、政府がいたしましては誠に行き届かなかつたと言つて、厚生大臣も陳謝をしてそれでけりをつけましたが、併しながらかくのごとき事態は再び生ぜしめないように、万全の策を取ると言つたではないですか。若し再びかくのごとき事態が生じたら責任を負いますと言わんばかりの當時の態度であつた。然るに再びかくのごとき相成つてゐる。何人も使喚したのでない、昨日誰彼がかくのごときことをいたしましたのではないかという空氣が

ただようておりましたが、何人が使喚したのでもない。何人が煽動したのでもない。何人が煽動したのでもない。常識から考えまして、こういう段階に達しまして、関係者が焦慮いたしますことは当然であります。然るにこの事態が生じても、厚生大臣以下恬として責任を負おうともいたしてありません。委員会に對しましても何らの發言がない、只今質問があつて初めて御答弁があつたのであります。でありますから、どうか一部の樂觀的情報、いわゆる官憲主義のその樂觀的情報によりまして、事態を輕視してただ一部の分子の鎮圧手段を講じさえすればよろしいのかのごとき考え方は誠に私どもといたしましては、賛成しがたいのであります。ということを申し上げたいと思ふ。それから江田委員の示唆されました、或いは湯山委員等もそれとなく示唆されたのであります。が、私どもはこの段階におきまして再びこれが事態の正常化につきまして、少くとも前回そのことに當りました者としては、再びこれを繰返すというのでは考慮しなくてはならぬと思ふ。でありますから、もとより厚生委員会といたし、厚生委員といたしまして愛慮いたし、何らかのことは心中に存しますけれども、そのいわゆる説得、或いは場所の勸奨等につきまして、我が厚生委員といたしまして當りますことは、少くとも前回これに當りました者はその資格なしと言わなければならぬ。むしろ説得よりも、我々は何と申しますか、深い責任を感じてゐるのでございまして、或る意味におきましては、私は再び説得する資格なし

と思ふが、今後若しそういうことに御心配下さるならば、前回お当り下さいます方がお当り下さるほうが、むしろ望ましいと思ふのであります。併しながら我々もいたしましてこの事態の成行きにつきましては、あらゆるその情報を知らしめる責任があるのではないかとこの点を考えられますので、この点は私どももいたしまして考慮いたしました。善処したいと思ふのであります。當局が非常に甘い情報、一部份、自分に都合のいい問題に耳を傾けて、問題の大部分を誤ることのないように希望したいと思ひますが、御所見如何ですか。

○江田三郎君 ちよつとそれに関連して。私は繰返して申しましたけれども、私どもは何だかこれはこのまま私どもとしても捨てておいてはいかんのじやないかと、こういうふうにかんがえておるわけ。併し政府のほうでは私がきつきましたように、昨日、そういうような過去において皆さんの取つた行動に對して、余り現在賛成しておられないような口吻を洩らしているのを私どもの委員ははつきり聞いているわけ。だから政府に確信があるなら、政府だけでおやりなさい。我々のほうから政府へ頼んで、我々が協力しなすうといふことは言いません。そこまで言わなければわがらのなら仕方がないと思ふ。

○藤原道子君 この際、この前、患者が座り込みをして非常な憂慮すべき事態が起きたときに、当委員会から代表が出て、説得して、そうして参議院にお願いする、参議院にお任せするとおつて帰りましたことは、皆さん御承知の通りなんです。ところが再びこういう事態が起つた。ところが昨日私どもの湯山委員に對して、政府當局がはつきり言われたことを、この際湯山委員に御遠慮なしに御発表願つて、その上において我々委員は善処いたすべきじやなからうか、こう思ふのです。私は湯山さんにそのことを話してもらいたいと思ふ。

○山下義信君 異議なし、その前に私の質問に對する答弁をしてもらいた。藤原委員の言われたことについて異議なし。

○委員長(堂森芳夫君) ちよつと速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(曾田長景君) 山下先生の御注意につきましては、私どももそれとなく考へ方をし勝ちであるといふようなことにつきまして十分警戒いたしまして、甘い考えといふようなことを持たないよう十分注意して善処して参りたいといふように考えます。

○高野一夫君 私、地方の情報をちよつと申し上げたので、或いは山下委員の誤解を招くようなことであるといけなと思ひますから申し上げますが、仮りに少数の者であつても患者がああいう行動に出るということについては、これは全部であつても少数のものであつても同じことなんであつて、これを輕きに看過すべきであるといふ考えは私も毛頭持つておらないので、むしろこれから先ほど厚生省に要望したのは、多摩全生園の話がよく出ますので、それだけでなくて、全国の療養所の問題から、療養所の患者に十分徹底するよ

うに手配をお願いしたい、こういう意味で私申し上げたわけでありまして、山下先生、どうか一つ御理解を願ひたい。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言ございせんか。先ほど可決されました法案の委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可決された方は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

西岡 ハル 高野 一夫
榊原 亨 大谷 豊潤
廣瀬 久忠 有馬 英二
中山 壽彦 常岡 一郎

○委員長(堂森芳夫君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れはございませんか。

なお本会議における委員長の口頭報告については委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

それではこれにて委員会を散会いたします。

午後四時十五分散会

昭和二十八年九月十六日印刷

昭和二十八年九月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局